

【両替機専用カードのご利用規定】

第1条 両替機専用カードの発行

当行が発行する両替機専用カード（以下「両替カード」という）は、当行がご利用者に貸与するものです。

第2条 両替カードの利用

- ①両替カードは、当行の両替機を利用する場合に使用します。（1日あたり3回まで利用することができます。）
- ②両替カードは、発行店の両替機のみ使用できます。
- ③両替機の故障等により両替ができない場合は、発行店の窓口両替カードをご呈示のうえ、両替をお申し出てください。故障時に限り、無料で両替を承ります。

第3条 両替機の操作

- ①両替機のカード挿入口に両替カードを挿入して操作してください。
- ②1回あたりの両替は当行の定めた範囲内とします。

第4条 利用期間

両替カードの当初のご利用期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了までに利用者または当行からの解約の申出をしない限り、この契約は期間満了日の翌月から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第5条 利用手数料

- ①利用手数料は、ホームページに記載し、月額利用料を所定の消費税額を含めて、毎月当行所定の日に本人が指定した預金口座から普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ利用手数料に充当します。
なお、当初契約時は契約日の属する月を1ヶ月として、月額利用料を所定の消費税額を含めて支払ってください。
- ②利用手数料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の利用手数料は、変更日の属する月から適用します。
- ③契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月を1ヶ月として利用手数料は返却いたしません。

第6条 両替カード紛失、破損

- ①両替カードを紛失または破損した時は、直ちにその旨をカード発行店にお届けください。
- ②両替カードの再発行にあたっては、当行所定の手数をいただきます。

第7条 両替カードの譲渡・転貸等の禁止

両替カードは、他人に譲渡・転貸または質入することはできません。

第8条 解約

- ①この契約は、ご利用者または当行の都合（注）によりいつでも解約することができます。
（注）当行の都合により強制解約する場合
ア. ご利用者より手数料の入金がない場合
イ. ご利用者が両替カードを他人に譲渡・転貸し使用した場合
ウ. その他相当の事由がある場合
- ②解約の際は、両替カードをご返却いただきます。

第9条 規定の変更

- ①この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認め

られる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

②前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月1日現在)